

【附則<総論、自己資本比率計算関係>】

<所要自己資本の額の下限>

【関連条項】附則第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条 - Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参照手法はどのように考えればよいですか。（平成19年9月28日修正、平成22年3月31日修正）

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中全体所要自己資本額フロアの計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参照手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、標準的手法を参照手法とすることも可能です。同様に、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、基礎的手法を参照手法とすることも可能です。

なお、バーゼル を常に参照手法として用いることが可能ですが、その際、信用リスクとオペレーショナル・リスク全体に適用することとなります。

以下、具体例に沿って典型例を解説します（なお、バーゼル 初年度の平成19年3月末をT期とし、特別な言及が無い場合には、T期より前はバーゼル を、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては粗利益配分手法を適用しているものとします。）

適用手法について次のとおり略称を使用します。

S A : 標準的手法	B I A : 基礎的手法
F I R B : 基礎的内部格付手法	T S A : 粗利益配分手法
A I R B : 先進的内部格付手法	A M A : 先進的計測手法

T期以降、F I R B A I R B A M Aの承認を受けた場合の参照手法
(' 上記 の場合で参照手法としてバーゼル を用いる場合)

T期以降、F I R B A M A A I R Bの承認を受けた場合の参照手法
(' 上記 の場合で参照手法としてバーゼル を用いる場合)

T + 1期以降、F I R B A I R B A M Aの承認を受けた場合の参照手法

T + 1期以降、F I R B A M A A I R Bの承認を受けた場合の参照手法

の場合

		→ FIRB		→ AIRB		→ AMA	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	90%	80%		
	参照手法	バーゼル		FIRB (or SA) TSA		FIRB (or SA) AMA	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			90%		/	
	フロアの 水準	95%	90%				

(' の場合)

		→ FIRB		→ AIRB		→ AMA	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

の場合

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %	8 0 %		9 0 %	8 0 %
	参照手法	バーゼル		S A A M A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)	
	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %		

(' の場合)

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %	9 0 %	8 0 %
	参照手法	バーゼル					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %	9 0 %	8 0 %

の場合

		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準		90%	90%	80%		
	参照手法		SA TSA	FIRB (or SA) TSA		FIRB (or SA) AMA	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法					AIRB TSA (or BIA)	
	フロアの 水準					90%	80%

の場合

		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準		90%	80%		90%	80%
	参照手法		SA TSA	SA AMA		FIRB (or SA) AMA	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			FIRB TSA (or BIA)		AIRB TSA (or BIA)	
	フロアの 水準			90%	80%		

< 証券化取引における格付の公表要件 >

【関連条項】第 249 条第 3 項第 3 号

第 249 条 - Q1 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 22 年 3 月 31 日修正)

(A)

バーゼル では、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています(第 249 条第 3 項第 2 号を参照)。

しかしながら、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォルト実績値(例えば、3 年累積デフォルト率)によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼル では、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」(同項第 3 号)も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準(クライテリア)に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること(注 1)が必要であると考えます。

なお、当該公表項目は、平成 19 年 3 月末のバーゼル の実施開始までに整備されることが期待されています。また、「既存の証券化エクスポージャー」(発行日が平成 18 年 9 月 30 日までのものをいう。)については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します(開示推奨項目)。同様に、「海外の案件」(海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで 10%以上含まない証券化エクスポージャーをいう。)に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成 18 年 7 月 28 日公表の「「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件(案)」への意見一覧」を併せて御参照下

さい。

1. 一般情報

格付基準（クライテリア）

- 「格付基準」については、バーゼル の要件（例えば、第 249 条第 3 項第 3 号を参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標（例えば、ストレス倍率）を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。

格付推移行列（マトリックス）

- グローバル・ベース及び本邦ベース
- 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可）

2. 案件情報（注 2、3）

案件の名称

格付

発行金額

通貨

裏付資産の種類

- 例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等

劣後比率

- 「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。
- 適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率（パーセンテージ）として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。

発行日又は発行月

- 当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日又は格付付与月」で代替することも可能です。

法定最終償還日又は法定最終償還月

クーポン・タイプ（固定/変動）

利率

- 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
- 変動金利型の証券化エクスポージャーの場合は、参照金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。
- 実績配当型の証券化エクスポージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。

スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート

- 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。

格付を変更した際の理由

(注1)「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準(クライテリア)」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。

(注2)「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点(又は当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点)の情報を想定しています。また、「案件情報」のうち、「利率」については、これまで移行期間終了時(平成22年3月31日)に見直すことを前提に、~~当面の間、~~開示を推奨する(開示推奨項目)ことに留めていましたが、平成22年3月31日以降も、引き続き開示推奨とし、平成23年3月31日に改めて見直すことと致します(開示推奨項目)。

(注3) ABCPプログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスポージャーの場合(所謂「プログラム型」)で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、確定次第開示することが求められます。

以 上

< 粗利益 >

【関連条項】第304条第1項、第305条第1項

第304条-Q5 合併、会社分割、事業の譲渡、株式の取得 / 譲渡、株式交換、株式移転等（以下、「再編成」という。）により、銀行の連結の範囲に、連結対象外であった法人・事業が新たに加わる、あるいは、連結対象であった法人・事業が除かれるなどの事象が生じた場合、基礎的手法又は粗利益配分手法の計算において、粗利益をどのように計算すれば良いですか。（平成22年3月31日追加）

(A)

粗利益の計算方法としては、形式的に連結損益計算書上の計数を遡及するのではなく、再編成後の業務実態を考慮し、法人・事業単位で遡及する必要があります。すなわち、例えば、期中にA法人が連結対象となる場合には、A法人の過去の粗利益を遡及した上で連結損益計算書上の粗利益の計数に加算し、期初時点でB法人が連結対象から外れる場合には、B法人の過去の粗利益を遡及した上で、連結損益計算書上の計数から減算するなど、再編成後の業務実態を考慮した計算を行うこととなります。（図1参照）

なお、再編成後の業務実態の在り方は様々であり、やむを得ない事情で、法人・事業単位での遡及が困難な場合や、法人・事業単位の粗利益が非常に僅少で、自己資本比率への影響が非常に軽微である場合なども想定されることから、そうした場合には、各金融機関にて合理的な計算方法を判断の上、事前に当局に計算方法を相談するなど、適切な計算に努めることが重要です。やむを得ない事情として、下記のような例が考えられます。

- ・ 金融機関Xの連結の範囲に、法人が新設された場合
- ・ Xの連結子会社の粗利益を過去に遡る過程で、当該子会社も再編成が行われているなど非常に複雑な計算を要する場合

また、再編成後の粗利益を反映させるタイミングについては、下記「再編成が行われた時期」に対して、下記パターン を原則としますが、子法人等の決算スケジュール等の相違や適時に遡及困難な事情などを考慮し、下記パターン とすることも差し支えありません。ただし、一決算期間において、パターン との間で数値上の差異が甚大である場合、開示において注記を付すなど、適切な対応が必要です。

再編成が行われた時期	パターン	パターン
〔法律上、中間決算が義務付けられている金融機関の場合〕		
Y年4月1日からY年9月末までの間	Y年9月末	(Y+1)年3月末
Y年10月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+1)年9月末
〔法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関の場合〕		
Y年4月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+2)年3月末

図 1 - 遡及方法の例 (表内の数字は各年度の粗利益を指す。)

	(Y-2)年度	(Y-1)年度	Y年度
金融機関 X の連結損益計算書の粗利益			
金融機関 X (単体)	90	100	110
A 法人			50
B 法人	10	20	連結化
金融機関 X (連結)	100	120	160
			非連結化
再編成後を考慮した粗利益の計算			
A 法人	+60	+70	+30
B 法人	-10	-20	
金融機関 X (連結)	150	170	190

< 先進的計測手法 >

【関連条項】第315 条第3 項第5 号二

第315 条 - Q6 オペレーショナル・リスク相当額の計量を行う際に用いる内部損失データについては、回収実績等を反映した後（ネット）のオペレーショナル・リスク損失の額を用いてもよいのですか。（平成22年3月31日修正）

(A)

オペレーショナル・リスク相当額の計量においては、適切に内部損失データが収集されていることを条件として、ネットのオペレーショナル・リスク損失の額を用いても差し支えありません。但し、保険による回収実績を反映した後のオペレーショナル・リスク損失の額を用いる場合、第320条の要件を満たす必要があります。

また、ただし、その場合においても、グロスのオペレーショナル・リスク損失の額についても収集・蓄積しなければならず、当該損失の額については各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために適切に活用することが必要です。

< 先進的計測手法 >

【関連条項】第319条第1項第3号

第319条 - Q1 「法人単位の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める」かどうか、および「先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超える」かどうかは、何年間の判定によるのですか。また、一旦2%以上の粗利益を計上して、先進的計測手法を適用した場合、次年度以降は、当該業務区分または法人単位の粗利益が2%以上か未満かにかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいのですか。(平成22年3月31日修正)

(A)

先進的計測手法における重要性の原則のうち、各法人単位の粗利益が銀行グループ（最上位の銀行または銀行持株会社）の2%以上を占めるかどうかの基準および先進的計測手法を採用しない法人単位の粗利益の合計が10%以下であるかどうかの基準についての計算方法は、原則として、~~35~~年間（~~先進的計測手法採用当初は3年間~~）の粗利益の平均値により、半期に一度の頻度で判定することとなります。

先進的計測手法の承認を受けた銀行は、第317条に基づき承認が取消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければなりません（第312条第2項）。従って、粗利益が2%を下回った場合においても、やむを得ない場合を除き、先進的計測手法を継続使用しなければなりません。

一方で、当初の粗利益が2%を下回っており先進的計測手法を適用していなかった法人単位において、その後粗利益が2%を上回った場合には、第316条第2項に照らして、改善計画を提出した上で先進的計測手法の適用に向けた取り組みを行うこととなります。